

事前予約制 八幡税務署からのお知らせ

源泉徴収義務者向け 所得税定額減税制度説明会のご案内



定額減税ってどんな制度!?

- 令和6年6月以降の給与から源泉徴収される所得税から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円を減税 ※令和6年分の所得税に適用
- 6月に減税しきれなかった場合には翌月以降の税額から順次減税
- 合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）を超える所得者は減税の対象外

注:定額減税は、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合に実施されます

- 税務署では、次のとおり説明会を開催します（3月28日は北九州市内署の合同開催）

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年3月28日(木)	10:00~11:00 (60分)	100名	北九州商工会議所 9階ホール (小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館)
令和6年3月28日(木)	13:30~14:30 (60分)	100名	北九州商工会議所 9階ホール (小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館)
令和6年4月24日(水)	10:00~11:00 (60分)	40名	八幡税務署 5階大会議室 (八幡東区平野2-13-1)
令和6年4月24日(水)	13:30~14:30 (60分)	40名	八幡税務署 5階大会議室 (八幡東区平野2-13-1)
令和6年5月22日(水)	10:00~11:00 (60分)	40名	八幡税務署 5階大会議室 (八幡東区平野2-13-1)
令和6年5月22日(水)	13:30~14:30 (60分)	40名	八幡税務署 5階大会議室 (八幡東区平野2-13-1)

- ※1 説明会は事前予約制です。
LINEアプリから予約できます。
公式アカウントのQRコードはコチラ ⇒⇒⇒⇒



なお、青枠内「事前予約（問合せ）先」への電話予約も可能です。

詳しくは、定額減税特設サイトをご確認ください。

- ※2 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※3 説明会の日程は随時更新しています。
国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

事前予約（問合せ）先

八幡税務署 TEL: 093-671-6531
法人課税第1部門 源泉所得税担当

自動音声案内により案内していますので、「2」を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。

特設サイトでは、制度周知用パンフレットやQ & A（随時更新）等を掲載しています。

また、当説明会で使用する制度解説動画については準備が整い次第特設サイトに掲載されますので、ぜひご利用ください。



定額減税特設サイト

